

○財務省告示第四百四十四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正し、令和五年六月一日から適用する。

令和五年五月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

一 法第十六条第一項の規定に基づくもの
イ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、タリバーン関係者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件（平成十三年九月外務省告示第三百三十二号）で定めるものをいう。）（以下このイにおいて「対象者」という。）に対するもの及び対象者による本邦から外国へ向けた支払（対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）
ロ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、テロリスト等として外務大臣が定めるもの（アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）及び先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）（以下このロにおいて「対象者」という。）に対するもの及び対象者による本邦から外国へ向けた支払（対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

一 「同上」
イ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、タリバーン関係者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件（平成十三年九月外務省告示第三百三十二号）で定めるものをいう。）に対するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払
ロ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、テロリスト等として外務大臣が定めるもの（アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）及び先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）に対するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

「ハ・ニ 略」

「ハ・ニ 同上」

ホ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であつて、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年九月外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年五月外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）（以下このホにおいて「対象者」という。）に對しするもの又は対象者から受領するもの及び対象者による本邦から外国へ向けた支払（対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

〔へ・ト 略〕

チ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は

ホ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であつて、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年九月外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年五月外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）に對しするもの又はこれらのものから受領するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

〔へ・ト 同上〕

チ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は

居住者による非居住者との間の支払であつて、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に關与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に關与する者を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第二十一号）で定めるものをいう。）（以下このチにおいて「対象者」という。）に對するもの及び対象者による本邦から外国へ向けた支払（対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

「リウラ 略」

二 法第十六条第三項の規定に基づくもの

「イスハ 略」

二 前号イ、ロ及びチに掲げるもののほか、居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、前号イ、ロ又はチにそれぞれ規定する対象者により実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。ホにおいて同じ。）に對するもの及び当該法人その他の団体による本邦から外国へ向けた支払

ホ 前号ホに掲げるもののほか、居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であつて、前号ホに規定する対象者により実質的に支配されている法人その他の団体に對するもの又は当該法人その他の団体から受領するもの及び当該法人その他の団体による本邦から外国

居住者による非居住者との間の支払であつて、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に關与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に關与する者を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第二十一号）で定めるものをいう。）に對するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

「リウラ 同上」

二 「同上」

「イスハ 同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

へ向けた支払

備考 表中の「」の記載は注記である。